

京都市告示第 337 号

平成21年10月23日京都市告示第297号（京都市中京区要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改めます。

平成27年8月28日

京都市長 門川大作

第3項（要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号）の表を次のように改めます。

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市中京区役所福祉部	第1号
京都市中京区役所保健部	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市教育委員会生涯学習部	第1号
京都市立中京もえぎ幼稚園	第1号
聚楽保育所	第1号
中京区内の小規模保育事業所	第3号
中京警察署生活安全課	第1号

名称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
中京区内の児童館及び学童クラブ（代表）	第2号
京都市中京青少年活動センター	第2号
社会福祉法人京都市中京区社会福祉協議会	第2号
社団法人中京東部医師会	第2号
社団法人中京西部医師会	第2号
社団法人京都市私立幼稚園協会（中京地区代表）	第2号
京都市小学校校長会中京支部	第3号
京都市中学校校長会中京支部	第3号
中京保育園長会	第3号
中京区民生児童委員会	第3号
社団法人京都府助産師会	第2号
社団法人京都市中京歯科医師会	第2号
中京区の児童発達支援事業所	第2号
中京区内のつどいの広場 （京都市子育て支援活動いきいきセンター）	第2号
京都市長が指定する者	第3号

（中京区役所福祉部支援保護課）